

新潟県警察の情報処理能力検定の実施に関する訓令

平成5年12月21日

本部訓令第24号

[沿革] 平成13年3月本部訓令第6号、14年7月第21号、15年7月第7号、27年6月第10号、令和8年3月第5号改正

(趣旨)

第1条 この訓令は、情報処理能力検定に関する訓令（平成5年警察庁訓令第1号）第7条に基づき、職員の情報処理能力についての検定（以下「能力検定」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(能力検定の級位)

第2条 能力検定の級位は、初級、中級及び上級とする。

2 能力検定の対象となる知識及び技能は、別表第1の左欄に掲げる級位に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものとする。

(能力検定の実施)

第3条 初級及び中級の能力検定は、本部長が行うものとする。

2 上級の能力検定は、警察庁長官が行う能力検定を受検させるものとする。

3 能力検定は、筆記試験又は電子計算機その他の電子機器を利用した試験とし、別表第2に掲げる試験細目及び合格基準により行うものとする。

(事務の委任)

第4条 次に掲げる事務は、警務部長が行うものとする。

- (1) 能力検定の実施に関すること。
- (2) 能力検定の実施結果に基づく合格者の決定に関すること。
- (3) 特例合格者の決定に関すること。
- (4) その他本部長が必要と認めること。

(能力検定の実施及び通知)

第5条 能力検定は、毎年1回以上行うものとし、実施期日、場所、方法その他実施上必要な事項は、その都度所属長に通知するものとする。

(受検資格等)

第6条 上級の能力検定の受検資格は、当該検定を受験する年度の前年度までに中級の能力検定に合格し、情報技術企画課長の推薦を受けた者とする。

2 初級及び中級の能力検定は、受験を希望する職員に対して実施するものとする。

(受検の手続)

第7条 所属長は、第5条に定める能力検定実施の通知を受けたときは、これを受けようとする者を調査し、情報処理能力検定受検者名簿（別記様式第1号）を作成して提出（情報技術企画課長経由）するものとする。

2 上級の能力検定に係る手続については、その都度通知するものとする。

(能力検定実施結果の報告)

第8条 警務部長は、能力検定の合格者が決定したときは、本部長に報告するものとする。

る。

(合格者台帳の記載)

第9条 警務部長は、能力検定に合格した者を情報処理能力検定合格者台帳（別記様式第2号。以下「合格者台帳」という。）に記載するものとする。

2 前項に規定する合格者台帳は、県本部のサーバに電磁的方法により記録することにより作成するものとする。

(特例)

第10条 経済産業省の実施する情報処理に関する試験に合格した者のうち、警務部長が中級の知識及び技能を有すると認める者については、能力検定を行わずにこれを中級の検定に合格したものとすることができる。

2 警察庁、管区警察局又は他の都道府県警察が実施した能力検定の初級又は中級に合格した者については、この訓令に定める当該級位の検定に合格したものとみなす。

3 警務部長は、前2項の規定による特例の合格者を合格者台帳に記載するものとする。
(所属長及び職員の責務)

第11条 所属長は、職員に対して情報処理に関する知識及び技能の指導、教養を効果的に行い、その能力の向上に努めなければならない。

2 職員は、常に情報処理に関する知識及び技能の習得を図り、積極的に能力検定を受けるように努めなければならない。

附 則

この訓令は、平成6年1月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日本部訓令第6号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年7月19日本部訓令第21号)

この訓令は、平成14年8月1日から施行する。

附 則 (平成15年7月1日本部訓令第7号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成15年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日から平成17年3月31日までの間の改正後の第7条第1項の規定の適用については、同項中「中級の能力検定に合格後おおむね2年以上経過し」とあるのは「中級の能力検定に合格後おおむね2年以上経過し又は警察情報管理システムに係るシステム設計若しくはプログラム作成に従事した経験をおおむね2年以上有し」とする。

附 則 (平成27年6月17日本部訓令第10号)

この訓令は、平成27年7月1日から施行する。

附 則 (令和8年3月27日本部訓令第5号)

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。